

衆議院総務委員会ニュース

平成29.5.18 第193回国会第20号

5月18日（木）、第20回の委員会が開かれました。

1 地方自治法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

- ・原案及び奥野総一郎君外1名（民進）提出の修正案について、高市総務大臣、富樫総務大臣政務官及び政府参考人並びに修正案提出者奥野総一郎君（民進）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・原案及び修正案に対し、小川淳也君（民進）、田村貴昭君（共産）及び吉川元君（社民）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成一民進、共産 反対一自民、公明、維新、社民、長崎幸太郎君（無））
- ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、公明、維新、長崎幸太郎君（無） 反対一民進、共産、社民）
- ・葉梨康弘君外2名（自民、民進、公明）から提出された附帯決議案について、輿水恵一君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民進、公明、維新、長崎幸太郎君（無） 反対一共産、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

近藤昭一君（民進）

- ・窓口関連業務を地方独立行政法人が担うことで地方自治体の人員に余裕ができる場合には、他の重要施策に人員を分配すべきであり、安易な人員削減を行うべきではないと考えるが、富樫総務大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・総務大臣が監査基準の策定等に関して地方自治体に示す指針の内容は、どのようなものを想定しているか、総務省に確認したい。

井坂信彦君（民進）

- ・地方自治体の長等に対する損害賠償の請求権の放棄に係る議会の議決を行える場合の要件を限定的に定めるべきであると考えているが、大臣の見解を伺いたい。
- ・権利放棄議決に制限をかけた場合、地方自治体の長等が高額の損害賠償請求をおそれて萎縮することが考えられるが、修正案提出者の見解を伺いたい。

福田昭夫君（民進）

- ・内部統制に関する基本方針の策定を指定都市以外の市町村の長にも義務付ける必要性について、大臣の見解を伺いたい。
- ・やむを得ない事情によるものであると認められる場合を除いて、訴訟係属中及び判決後における地方自治体の長等に対する損害賠償請求権の放棄の議決を禁止す

る必要性について、大臣の見解を伺いたい。

梅村さえこ君（共産）

- ・地方独立行政法人の定義を踏まえると、今回の改正により同法人に行わせることが可能となる窓口関連業務は、地方自治体が直接に実施する必要のないものとして国が明記したと考えられるのではないかと、総務省の見解を伺いたい。
- ・地方自治体の窓口関連業務を地方独立行政法人に行わせることは官製ワーキングプアの増大につながりかねず、働き方を更に悪化させていく余地があることについて、総務省の見解を伺いたい。

田村貴昭君（共産）

- ・総務大臣に監査基準の策定等に関する指針を示すことを義務付ける規定となっているが、国の関与が強まり、地方自治体の自主性・自律性が損なわれる懸念はないのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・修正案において、議会が長等に対する損害賠償請求権等の放棄をすることができるとする「やむを得ない事情がある場合」の具体例について、修正案提出者に確認したい。

伊東信久君（維新）

- ・本改正案を通じた、公立大学法人のガバナンスの強化

について、文部科学省の見解を伺いたい。

- ・窓口関連業務において地方独立行政法人を活用する意義・効果について、大臣の見解を伺いたい。

吉川 元君（社民）

- ・一般地方独立行政法人の職員の給与等の支給基準を定めるに当たっての考慮事項を規定する地方独立行政法人法第57条第3項の改正を行う趣旨について、総務省に確認したい。
- ・議員定数の削減、議員報酬の低さ及び議員年金の廃止等を通じて、地方議会の議員のなり手が不足している状況を改善すべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。